

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成27年7月31日

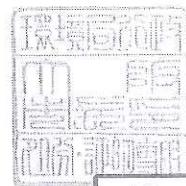
住 所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号

氏 名 木材開発株式会社

代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大阪市長 橋下 徹



複写無効

| | | | | | |
|---|--|--------------|---|--|--|
| 許可の年月日 | 平成27年7月31日 | 許可番号 | 第 | | |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む) | 木くずの破碎施設 木くず、紙くず | 石綿含有産業廃棄物を除く | | | |
| 設 置 場 所 | 大阪市住之江区平林北2丁目6番50号 | | | | |
| 処 理 能 力 | 360t/日(24時間) | | | | |
| 許 可 の 条 件 | 無 | | | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 無 | | | | |
| 留 意 事 項 | 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | | | |